

## 津市地域防災計画の令和6年度修正について

### 1 概要

本市では、近年の大規模災害の教訓を反映させる等、津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう継続した見直しを行っています。

令和6年度は、令和6年能登半島地震における課題への対応のほか、南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを踏まえた対応の見直し、市内中小河川に関し新たに避難情報発令の基準を設定することなどについて、令和6年11月8日開催の令和6年度第1回津市防災会議で当該計画の修正案を提示しました。

その後、防災会議委員やパブリックコメント手続等により寄せられた意見等に対する検討の結果を加え、令和6年度修正案として取りまとめ、災害対策基本法第42条の規定に基づき、令和7年2月7日開催の第2回津市防災会議で審議、決定しました。

### 2 主な修正内容

#### (1) 令和6年能登半島地震における課題への対応

令和6年1月1日に発生した能登半島地震における被災状況を踏まえ、全国からの救助部隊が到着した際の活動が円滑かつ的確に行えるよう、顕在化した課題を整理し、本市の災害時における各種計画の策定及び見直し、各機関相互の連携や情報共有の在り方などを記載しました。

##### ア 津市災害時受援計画の全面的な見直し

令和6年能登半島地震では、現場への適切な迂回ルートの確保や必要な交通規制等、応援部隊の受入れに課題があったことから、全国から本市に集結する応援部隊等を円滑に受け入れ、その支援を最大限に活用できるように応援部隊との情報の共有方法や支援活動の要請内容等を具体的に記載するなど津市災害時受援計画の全面的な見直し内容を記載しました。

##### イ 応援部隊受入れ後の情報伝達の実施

人命救助等の活動が効果的かつ円滑に行われるよう、大規模災害時に全国から派遣される応援部隊に対し、被害想定区域や人的・物的被害、道路損壊状況、通行可能経路、その他活動に必要な情報を迅速に収集・

集約の上、応援部隊に伝達することについて記載しました。

#### ウ 大規模災害時の交通機能確保に向けた取組

災害発生時の救助活動や支援物資の輸送体制を早期に確保するため、国・県等関係機関と連携し、道路啓開ルートを選定や必要な交通規制を実施するなど、道路啓開作業の実効性の向上に取り組むことについて記載しました。

また、国・県等関係機関と連携して一体的な道路啓開となるよう「津市道路啓開計画」を策定し、優先啓開道路から啓開作業を実施し、逐次重要な生活道路の啓開を進めることについて記載しました。

なお、「津市道路啓開計画」策定後は、関係機関との合同訓練等の結果を反映させるなど、計画の充実を図るとともに、関係機関との連携・協力体制の強化に努めることについて記載しました。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報における課題への対応

本年8月8日に令和元年の運用開始以降、南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されたことを踏まえ、市災害対策本部の配備基準や後発地震に備えた避難への対応について見直しを行うとともに、臨時情報発表における広報内容などについて、より具体的に記載しました。

#### (3) 中小河川における避難情報発令の基準の設定

現在、市内15の中小河川に設定した避難情報発令の判断地点及び判断基準について、久居地域の赤川や美里地域の久保川など8河川について新たに基準を設定したことから、その内容を記載しました。

また、災害情報管理システム等による水位監視に加え、市災害対策本部（各部・各支部）は、三重県津地方部等と連携し、必要な水位情報の把握に努めることについて記載しました。

#### (4) 土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いにおける対応

令和5年11月10日付け国水砂第208号「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」により、警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に規定する「土砂災害警戒区域」、同法第9条に規定する「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととする内容の通知があったため、記載しました。

(5) 情報提供体制の強化における対応

サーバの破損、通信回路の断絶等により、自力でホームページ等での情報発信が行えなくなった場合に、災害時の情報発信に関する相互応援協定の締結先である上富良野町に、津市の被害情報や避難所開設情報、ライフライン情報等について、即時性、拡散性のあるソーシャルネットワーキングサービス等を活用し、代行発信を要請することについて記載しました。